

入札に関する注意事項（剪定等・質疑期間指定）

入札保証金	入札保証金の納付を免除する。
落札者の決定	予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。 ただし、予定価格を上回る価格で入札した者、又は最低制限価格未満で入札した者は、失格とする。
入札金額	入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額で入札すること。
入札書受付期間	入札書受付期間のうち、最終日は、トラブル発生処理等の予備日とするため、原則最終日の前日までに入札書を提出すること。
消費税及び地方消費税	落札価格（入札書記載金額）に消費税及び地方消費税額を加算して契約をするが、消費税及び地方消費税額の算出に当たっては、それぞれ円未満の端数は切り捨てる。
契約保証金	契約保証金の納付を免除する。
前金払	無し。
部分払	無し。
無効な入札	次の各号の一に該当する者のした入札は、無効とする。 (1) 入札に参加する資格を有しない者 (2) 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人の I C カードを使用しての入札を含む。）をした者 (3) 他人の I C カードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者 (4) 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者の I C カードを使用して入札に参加した者 (5) その他不正の目的を持って I C カードを使用した者 (6) 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者 (7) 金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者 (8) 氏名、印鑑（電子署名を含む。）若しくは重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札者あるいは対象案件が特定できない入札書（封筒を含む。）で入札した者 (9) 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者 (10) 委任状を持参しない代理人 (11) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者

	(12) 内訳書の提示が必要な入札において、開札までに有効な内訳書を提示又は提出しない者 (13) 他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提示又は提出した者 (14) 再度の入札をしたとき、前回の最低価格以上の価格で入札した者 (15) その他入札に関する条件に違反した入札
入札の辞退	入札参加者は、入札書を提出するまでの間、いつでも入札を辞退することができる。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、入札辞退届の提出がなく入札書不着となった場合は、今後の入札の指名について考慮する。 電子入札の入札参加者が入札を辞退する場合、電子入札システムでの辞退処理のみでよい。
入札閲覧設計図書に関する質問及び回答方法	入札閲覧設計図書に関する質問は、書面又はFAXで提出すること。回答は、FAX又は京都府入札情報公開システムにより行う。質問の締切、回答の期限は以下のとおりとする。 質疑締切：令和8年8月18日午後4時30分まで 回答：令和8年8月21日午後5時まで
その他	(1) 入札参加にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為及びその他疑惑を招くような行為を行わないこと。 (2) 八幡市財務規則、八幡市建設工事等電子入札運用基準、八幡市競争入札心得、建設工事入札参加に当たっての留意事項を遵守すること。 (3) 入札時間は、厳守のこと。 (4) 入札書に記入する金額は千円止とすること。間違って円まで記入した入札書は有効とするが、この場合千円未満の端数は切り捨てる。 (5) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

設計図書に関する質疑書

年 月 日

八幡市 契約検査課 行

会社名			担当者	
連絡先	TEL		FAX	
工事名				
工事場所				
質疑事項	事項の説明			

- (注)
1. 質疑書の締切は、入札に関する注意事項に記載のとおりです。(FAX075-983-1148)
 2. 質疑の回答は、入札に関する注意事項に記載のとおりです。
 3. 質疑事項は、明瞭・簡潔に記入してください。
 4. 質疑については、入札指名業者から提出された質疑書にのみ回答します。
 5. 入札・契約手続等の事務的な質問については、口頭で回答する場合があります。
 6. 質疑書以外での設計図書に関する質問については、一切受け付けません。

設計図書に関する質疑書の回答

年 月 日

八幡市 契約検査課

工事名			
工事場所			
質疑事項	回答		